大切なお知らせ



返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります。

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃



「所得制限の一部の事実上撤廃」とは?

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。 (これまでの❶高等学校等就学支援金に加えて、❷高校生等臨時支援金ができました。)

① 高等学校等就学支援金 ・ 年収約910万円未満世帯の高校生

新規

- 2 高校生等臨時支援金
- 年収約**910万円以上**世帯の高校生
- •年額11万8,800円^{※2}を支援

【令和7年度限り※1】

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。 **今年度に限り申請可能な制度**となりますので、必ず学校からの案内文書をご確認ください。

※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なります。

支援のイメージ

○制度拡充イメージ(高等学校(全日))

支給限度額(円)

118,800

高等学校等就学支援金

(2025年度拡充分) 高校生等臨時支援金

910万 標準世帯年収(円)